

令和4年3月18日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

感染拡大防止対策期における対策について

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、本県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月21日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っております。

本県においても、新規感染者数は400人を超える日があり、特に高松市内の感染者が6割前後で推移し、次に中讃地域が約3割を占めるなどしていますが、県全体の新規感染者数の推移は、ほぼ横ばいの状況にあります。

一方、オミクロン株の特徴として、30歳代までの若い世代の感染者が約6割と多く、症状もほとんどの方が無症状、軽症であり、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率や重症確保病床使用率も、50%を下回って安定的に推移しております。

こうした状況の中、重点措置については、3月17日開催の政府対策本部において、3月21日をもって終了することが決定されました。

また、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を4月10日まで継続することとしましたが、これから年度末・年度初めを迎えるにあたり、進学や就職、転勤などによる人々の移動が増え、歓送迎会や謝恩会などによる会食の機会が増えてくるのが想定されますので、改めて、県民の皆様、事業者の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

また、県広域集団接種センターでの追加接種について、日曜日から木曜日については、予約なしでも接種を受けられることとしましたので、希望される方は接種をお願いします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「年度末・年度初めを迎えるにあたり、知事から県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「年度末・年度初めを迎えるにあたってのお願い」（資料2）、「職場における感染対策徹底のお願い」（資料3）、「感染拡大防止対策期における対策について」（資料4）、「イベント等の開催に係る留意事項について」（資料5）、「ワクチン追加接種について」（資料6）を職員の皆様及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、引き続きご協力をお願いします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350